

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学通則 (昭和28年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第36条 研究科(総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。)に博士課程を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の博士課程は、<u>国際連携専攻(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条第1項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。)</u>とし、それぞれ前期2年及び4年の課程とする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第36条の2 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条第4項に定める医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の入学時期は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>3 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。 (中 略)</p> <p>第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定(相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。)に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる当該連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)の学生は、検定料の納付を要しない。</p>	<p>第36条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻及び<u>経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻</u>の博士課程は、<u>前期2年の国際連携専攻(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条第1項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。)</u>の課程とし、<u>医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻</u>の博士課程は、4年の<u>国際連携専攻</u>の課程とする。</p> <p>5～8 } (同 左)</p> <p>第36条の2 }</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条第4項に定める<u>経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻</u>の入学時期は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>第42条の2 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定(相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。)に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる当該連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)の学生(<u>経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻</u>の学生を含む。以下</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>第45条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学又は専門職大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。</p> <p>2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。</p> <p>3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。</p> <p>4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。</p> <p>5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、<u>1.0</u>単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>	<p><u>同じ。)</u> は、検定料の納付を要しない。</p> <p>第45条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、<u>1.5</u>単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>
<p>(中 略)</p> <p>第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、<u>1.0</u>単位を超えないものとする。</p>	<p>第46条の2 (同 左)</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、<u>1.5</u>単位を超えないものとし、第45条第5項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて<u>2.0</u>単位を超えないものとする。</p> <p>3 第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程、博士課</p>

改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>第50条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めるときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。</p> <p>4 医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の博士課程の修了の要件は、第49条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、第49条第2項の規定中「修士課程」とあるのは「博士課程」と読み替える。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては</p>	<p><u>程(博士後期課程を除く。)</u>又は一貫制博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるとき(修士課程を修了した者が一貫制博士課程に入学し、第50条第2項ただし書の規定により、当該修士課程における在学期間を当該一貫制博士課程における在学期間を含むときを除く。)は、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科が必要と認める事項を勘案して当該研究科が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該研究科の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、<u>修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。</u></p> <p>第50条 (同左)</p> <p>2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。<u>ただし、修士課程(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。)</u>に2年(2年を超える標準修業年限を定める修士課程にあつては、当該標準修業年限。以下この項において同じ。)以上在学し、当該課程を修了後、一貫制博士課程に入学した者にあつては、<u>当該一貫制博士課程における在学期間に当該修士課程における2年の在学期間を含むことができる。</u></p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては</p>

改 正 前	改 正 後
<p>1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（第39条第1号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における2年以内の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあつては3年以上の在学をもつて足りるものとするができる。</p> <p>7 （略） （後 略）</p> <p>別表第1 } (略) 別表第2 }</p>	<p>1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあつては3年以上の在学をもつて足りるものとするができる。</p> <p>7 （同 左）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和3年9月15日から施行する。ただし、改正後の第45条、第46条の2及び第50条の規定は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>別表第1 （同 左） 別表第2 （別 添）</p>

別表第2

1 大学院（第35条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	33	66	18	54	—	—	385
	思想文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	歴史文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	行動文化学専攻	18	36	10	30	—	—	
	現代文化学専攻	9	18	5	15	—	—	
	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻	10	20	—	—	—	—	
	計	110	220	55	165	—	—	
教育学研究科	教育学環専攻	42	84	25	75	—	—	159
法学研究科	法政理論専攻	21	42	24	72	—	—	114
経済学研究科	経済学専攻	70	140	25	75	—	—	223
	京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻	8	8	—	—	—	—	215
	計	78	148	25	75	—	—	
理学研究科	数学・数理解析専攻	52	104	20	60	—	—	1,134
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	48	144	—	—	
	地球惑星科学専攻	50	100	25	75	—	—	

	化学専攻	61	122	32	96	—	—	
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—	
	計	318	636	166	498	—	—	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	166	664	975
	医科学専攻	20	40	15	45	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	70	119	25	55	—	—	
	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻	—	—	—	—	4	16	
	計	90	159	52	136	170	680	
薬学研究科	薬科学専攻	50	100	22	66	—	—	275
	薬学専攻	—	—	—	—	15	60	
	医薬創成情報科学専攻	14	28	7	21	—	—	
	計	64	128	29	87	15	60	
工学研究科	社会基盤工学専攻	58	116	17	51	—	—	1,967
	都市社会工学専攻	57	114	17	51	—	—	
	都市環境工学専攻	36	72	10	30	—	—	
	建築学専攻	75	150	22	66	—	—	
	機械理工学専攻	59	118	16	48	—	—	
	マイクロエンジンアリング専攻	30	60	7	21	—	—	
	航空宇宙工学専攻	24	48	7	21	—	—	
	原子核工学専攻	23	46	9	27	—	—	
	材料工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電気工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電子工学専攻	35	70	10	30	—	—	
	材料化学専攻	29	58	9	27	—	—	
	物質エネルギー化学専攻	39	78	11	33	—	—	
	分子工学専攻	35	70	10	30	—	—	
	高分子化学専攻	46	92	15	45	—	—	
	合成・生物化学専攻	32	64	10	30	—	—	
	化学工学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	688	1,376	197	591	—	—	
農学研究科	農学専攻	33	66	8	24	—	—	876
	森林科学専攻	48	96	17	51	—	—	
	応用生命科学専攻	63	126	17	51	—	—	
	応用生物科学専攻	52	104	17	51	—	—	
	地域環境科学専攻	50	100	15	45	—	—	
	生物資源経済学専攻	24	48	8	24	—	—	
	食品生物科学専攻	33	66	8	24	—	—	
	計	303	606	90	270	—	—	
人間・環境学研究科	共生人間学専攻	69	138	28	84	—	—	532
	共生文明学専攻	57	114	25	75	—	—	

	相関環境学専攻	38	76	15	45	—	—	
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー科学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻	29	58	12	36	—	—	365
	エネルギー基礎科学専攻	42	84	12	36	—	—	
	エネルギー変換科学専攻	25	50	4	12	—	—	
	エネルギー応用科学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	130	260	35	105	—	—	
アジア・アフリカ地域研究科	東南アジア地域研究専攻	—	—	—	—	10	50	150
	アフリカ地域研究専攻	—	—	—	—	12	60	
	グローバル地域研究専攻	—	—	—	—	8	40	
	計	—	—	—	—	30	150	
情報科学研究科	知能情報学専攻	37	74	15	45	—	—	558
	社会情報学専攻	36	72	14	42	—	—	
	先端数理科学専攻	20	40	6	18	—	—	
	数理工学専攻	22	44	6	18	—	—	
	システム科学専攻	32	64	8	24	—	—	
	通信情報システム専攻	42	84	11	33	—	—	
	計	189	378	60	180	—	—	
生命科学研究所	統合生命科学専攻	40	80	19	57	—	—	249
	高次生命科学専攻	35	70	14	42	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
総合生存学館	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	100	100
地球環境学舎	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント専攻	44	88	7	21	—	—	
	計	44	88	20	60	—	—	
経営管理教育部	経営科学専攻	—	—	7	21	—	—	21
総計		<u>2,316</u>	<u>4,603</u>	886	2,638	235	990	<u>8,231</u>
		2,308	4,595					8,223

2 専門職大学院・法科大学院(第53条の2第5項関係) (略)